

子どもの権利に関する条例の要素の比較

構成要素	案	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	町田市	東京都	東京都内										神奈川県			北海道	奈良県	
			世田谷区	目黒区	調布市	豊島区	日野市	小金井市	西東京市	江戸川区	多摩市	中野区	武蔵野市	川崎市	相模原市	横須賀市	札幌市	奈良市
1 条例の名称	町田市(仮称)子どもにやさしいまち条例	東京都子ども基本条例	世田谷区子ども条例	目黒区子ども条例	調布市子ども条例	豊島区子どもの権利に関する条例	日野市子ども条例	小金井市子どもの権利に関する条例	西東京市子ども条例	江戸川区子どもの権利条例	多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例	中野区子どもの権利に関する条例	武蔵野市子どもの権利に関する条例(仮称)	川崎市子どもの権利に関する条例	相模原市子どもの権利条例	横須賀市子どもの権利を守る条例	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
2 施行日	2023年度	2021. 4. 1	2002. 4. 1 最新改正 2020. 4. 1	2005. 12. 1 最新改正 2013. 10. 1	2005. 4. 1	2006. 4. 1 最終改正 2018. 1. 1	2008. 7. 1	2009. 3. 12	2018. 10. 1	2021. 7. 1	2022. 4. 1	2022. 4. 1	2023. 4. 1 予定	2001. 4. 1 最新改正 2005. 3. 24	2015. 4. 1	2022. 7. 1 予定	2009. 4. 1 最新改正 2020. 4. 1	2015. 4. 1
3 子どもの定義	18歳未満、その他	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満、規則で定める者	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他	18歳未満、その他
4 子どもの対象	市内在住、在勤、在学、その他市内で活動する者	必要に応じて施策の対象範囲を定める		区内に住んだり、学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人	市民		市にかかわる人、育ち・学ぶ施設に在籍する18歳以上20歳未満の人	市民や市のかかわりを持っている人	市内在住、在勤、在学、その他市内で活動する者	区内に住んでいた、学んでいた、働いていた、活動したりしている人	市民(団体を除く)	区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する人	すべての者	市民をはじめ市に関係のある者		全ての者		
5 条例の構成																		
1 前文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 具体的な子どもの権利の条文	○	○				○	○	○	(前文記載)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 章(条)の数	未定	(17条)	6章(32条)	4章(22条)	6章(22条)	8章(37条)	6章(23条)	6章(17条)	6章(27条)	(11条)	(11条)	6章(28条)	-	8章(41条)	8章(33条)	5章(21条)	8章(49条)	5章(21条)
6 取組の主な内容																		
1 子育て・家庭支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 遊び場・居場所づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 育ち・学ぶ環境整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 地域に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 子どもの健康	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 子どもの意見表明・参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子ども会議																		
7 いじめ対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 虐待・体罰の防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 相談・救済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
権利擁護の仕組み			人権擁護委員	子どもの権利擁護委員		子どもの権利擁護委員		子どもオンブズパーソン	子どもの権利擁護委員	子どもの権利擁護委員		権利救済委員	子どもオンブズパーソン、相談・調査専門員、第三者調査委員会の設置	川崎市人権オンブズパーソン	相模原市子どもの権利救済委員		札幌市子どもの権利救済委員(委員の補佐として調査員及び相談員を設置)	
10 子どもの安心・安全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 普及・啓発	○	○	○	○	○	○	○	市の役割に記載	○	○	○	市の役割に記載	○	○	○	○	○	○
7 取組の主体																		
1 家庭・保護者の役割・責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 教育機関等の役割・責務	○	○	○	○	○	○	○	おとなの役割に記載	○	○	○	市民の役割に記載	○	○	○	○	○	○
3 市民・地域の役割・責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 事業者の役割・責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市民の役割に記載	○	○	○	○	○	○
5 自治体の役割・責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 おとなの役割・責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 子どもの役割・責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 推進の仕組み																		
1 計画の策定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 推進体制の整備	○	○	○	○	○	○	子どもの権利委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 評価・検証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特記事項		17条：財政上の措置を定めている。	29条：雇い主の協力(子育てへの配慮)を定めている。	第2章第2節から第5節(8～15条)にかけて、考え方や区の取組をセットで定めている。	3章で、先市が行う支援を整理し、4章で各主体の役割・責務が整理されている。		各主体の役割・責務、子どもの権利、市の施策において、具体的な内容が列挙されている。			役割・責務を担う主体ごとに条文が整理されている。	子どもだけでなく、若者を含む。	17条：貧困の防止を定めている。	・前文にて、多様性、子どもにやさしいまちの考え方を記載。 ・「子どもを支える人々への支援」の章(D)にて、主体への支援内容を整理。 ・「子どもの権利保障の仕組みを創る」の章(F)にて、子ども・若者自立支援(F-6)の規定を定めている。					